

学校法人帝京科学大学職務発明取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人帝京科学大学（以下「本法人」という。）の教職員が行った発明等の取扱いに関する基本的事項を定め、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図るとともに、学術研究の振興及び学術研究の成果の社会的活用に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 発明等

特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)、意匠法(昭和34年法律第125号)、商標法(昭和34年法律第127号)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)、種苗法(平成10年法律第83号)等の知的所有権の対象となる発明、考案、創作等をいう。

(2) 職務発明

本法人における教育研究活動の一環として行われた研究等に基づき教職員が行った発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が当該教職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(3) 発明者

発明等を行った本学の教職員をいう。

(権利の帰属)

第3条 職務発明等に係る特許を受ける権利は、本法人が承継し、本法人に帰属する。ただし、特別の事情があると本法人が認めるときは、当該教職員に帰属させることができる。

2 教職員が他の機関の研究者と共同で研究を行った結果生じた発明に係る特許を受ける権利は、研究の貢献度により按分し、教職員の持分については、本学に帰属するものとする。

3 本法人が受け入れた研究員が行った発明に係る特許を受ける権利の帰属については、受入れの際に契約書等で定めるものとする。

(発明の届出)

第4条 教職員は、その行った研究の成果が職務発明等に該当すると認めるときは、別紙様式1により、速やかに、学科長を経由して理事長に届け出るものとする。

(権利の帰属の決定)

第5条 理事長は、届出のあった職務発明等について、研究推進委員会の審議を経て、権利の帰属等の決定を行い、別紙様式2により、速やかに、当該教職員に通知するものと

する。

(譲渡証書等の提出)

第6条 教職員は、届出をした職務発明等に係る特許を受ける権利を本法人が承継すると決定したときは、別紙様式3により、速やかに、理事長に譲渡証書を提出するものとする。

(異議申し立て)

第7条 発明者は、第5条による決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に理事長に異議を申し立てることができる。

2 理事長は、意義の申し立てがあったときは、研究推進委員会の意見を聴いて、異議申し立ての可否を決定し、当該発明者に通知する。

(出 願)

第8条 理事長は、第5条により承継すると決定したものについて、第4条に定める職務発明等届出に基づき、当該発明者の協力を得て発明内容を検討のうえ、出願を行う。

(出願審査)

第9条 理事長は、出願を行ったものについて、必要に応じて発明者と協議のうえ、研究推進委員会の審議を経て出願審査の可否を決定し、必要な手続きを行う。

(権利の維持等)

第10条 理事長は、本法人が保有する特許権等について、時期を定めて引き続きこれを保有するか否かについて、必要に応じて発明者と協議のうえ、研究推進委員会の審議を経て決定する。

(実績補償金)

第11条 本法人が保有する特許の実施等により収入を得た場合、発明者に実績補償金を次のとおり配分するものとする。

- (1) 実績補償金は、特許の実施等により収入を得た場合、特許出願及び特許権の維持・管理等に必要な経費を差し引いた後の金額の50パーセントとする。
- (2) 実績補償金は、発明者が複数である場合は、発明の貢献度により按分するものとする。
- (3) 発明者が退職、転職等をした場合においても、在職中に行った発明については、実績補償を行うものとする。
- (4) 発明者が死亡した場合には、相続人に実績補償を受ける権利を付与するものとする。
- (5) 発明者に配分される実績補償金は、当該発明者の申し出に基づき、研究費として配分できるものとする。

(秘密の保持等)

第12条 本法人の教職員の職務発明等の取扱いに携わる者は、その業務を迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(事 務)

第 1 3 条 この規程に定める事務は、総務課が処理する。

(雑 則)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則（帝京科総第 5 4 4 号 令和元年 7 月 1 0 日）

- 1 帝京科学大学発明規程は、廃止する。
- 2 この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。なお、施行日前に本法人に帰属している特許権等に係る取扱いについても本規程を適用する。

別紙様式1

年 月 日

職務発明等届出

所属

職名

氏名

印

学校法人帝京科学大学職務発明取扱規程第4条に基づき、下記のとおり職務発明等を届出いたします。

- 1 発明等の名称
- 2 発明者
- 3 共同発明者の有無 有 / 無
「有」の場合、所属、氏名、貢献度の割合、連絡先など
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費、研究設備等の名称
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容
 - ①発明等の内容
 - ②発明等による効果、従来技術等との比較優位性
 - ③発明等の実用化の可能性
 - ④発明等の内容についての発表の予定、時期
 - ⑤出願の希望時期
- 8 発明の取扱いに関する意見・希望
- 9 その他

受理 年 月 日
担当者 印

別紙様式2

年 月 日

発明者

殿

学校法人帝京科学大学理事長

権利の帰属の決定書

学校法人帝京科学大学職務発明取扱規程第5条に基づき、貴殿の発明に関する特許を受ける権利の帰属は、下記の通りと致します。

記

1. 発明の名称

「 」

2. 権利の帰属先

学校法人帝京科学大学 ・発明者・ ()

別紙様式3

譲 渡 証 書

年 月 日

(譲受人)

学校法人帝京科学大学理事長 殿

(譲渡人)

住所

氏名

印

下記の発明(考案)に関する特許を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明等の名称

「 」

以 上